

貴堂嘉之著『アメリカ合衆国と中国人移民 ——歴史のなかの「移民国家」アメリカ』

(名古屋大学出版会、2012年)

戸田山 祐

本書は、アメリカ合衆国（以下「アメリカ」とする）における、19世紀中葉の中国人移民の受け入れ開始から、世紀転換期の一連の排華移民法の制定に至る流れを、同時期にアメリカが「移民国家」としての体制を確立させていく過程と結びつけて考察している。著者は、従来のアメリカ移民史研究が、「移民」を自由意志に基づく渡航者であり帰化を通じてアメリカ市民となっていく「特権的な」存在と見なす一方、奴隷や契約労働者など不自由な条件下で移住してきた労働者とは明確に区別してきたことを批判し(6-8)、以下の分析視角を設定する。まず、自由移民の歴史と、奴隷や年奉公人など不自由で強制的な労働力移動の歴史を接続し、アメリカが奴隷国家から自由労働者からなる移民国家へと移行していった過程を考察するための統合的な枠組みが提示される。もう一つの視角は、中国人移民への対応が、移民国家としてアメリカが出入国管理行政を確立する過程でいかなる役割を果たしたのかという問題である。本書ではアンテベラム期、南北戦争・再建期、世紀転換期の三つの時期区分を設定し、それぞれの時期における「アメリカ人」の境界をめぐる政治と「中国人問題」の関係について検討している。

以下、評者によるコメントを挟みつつ本書の内容を概観する。第1章「移民と『苦力』」は、奴隷解放期のグローバルな人の移動の歴史の中に中国からアメリカへの人流を位置づけている。著者はまず、中国からの大規模な労働移民を、1780年代頃から進行した近代世界システムへの中国の包摂というプッシュ要因と、米墨戦争の結果アメリカ領に組み込まれたカリフォルニアの資本主義社会への包摂というプル要因から説明したうえで、19世紀前半の黒人奴隷貿易の廃止による国際労働力供給システムの変化に議論を進める。ここで重要なのは、従来のアメリカ移民史の枠組みでは、中国からアメリカへの「移民」は、「自由」意思に基づく年奉契約に則って渡航し、年奉後の行動の自由が保障されていた点でスペイン領カリブやラテンアメリカ諸国に向かう「苦力」の流れとは異なるものとして理解されてきたが、労働者の渡航の実態を考慮すればこのような二分法は意味をなさないとの指摘である(39, 43-49)。著者は「苦力」と「移民」の二分法が1855年のイギリスによる苦力貿易撤退後に頻繁に見られることに注目し、奴隷貿易と苦力貿易の撤廃に先鞭をつけたイギリスと、1818年に奴隷輸入禁止法を成立させたアメリカの両国が19世紀中葉までに自己の基準により、国際社会において「不自由」労働と「自由」労働を選別認定しうる道徳的優位を獲得したと論じる(47-50)。そのうえで、1862年に成立した苦力貿易禁止法は、奴隷解放宣言の前段階において、アメリカが奴隷制と決別し自由貿易・自由労働イデオロギーを受容したことを国際社会に示すものであったとして、従

来あまり注目されることのなかった同法律の再評価をおこなっている (62-63)。また、本章では中国側の動向として、清朝政府による初期の在外中国人保護政策および、それに先立ってグローバルに展開していた華商ネットワークに言及している。とりわけ、1830年代のニューヨークの華商についての記述は、国際港市である同地の文化を反映した人種・民族間の緊密な交流に焦点を当てた興味深いものであり、より詳しい分析を求めたい (58-60)。

第2章「サンフランシスコの民衆世界と排華暴動」では、サンフランシスコの人口構成および政治文化の特質に注目しつつ、排華運動の展開が考察される。中国人人口が総人口の1割弱を占める一方、黒人は極端に少なく、さらに人口の3割以上がアイルランド系を主とするカトリックである同地では、「白人」対「有色」の対抗関係以上に、いわゆるWASPとそれ以外の白人の対立が都市全体を覆う住民間の対立構造として大きな意味を持っていた (73-74)。これは白人内部のエスニック集団間の対立にとどまらず、産業資本家と労働民衆という階級的・経済的利害の対立構造と結びついていた。同地の政治文化については、白人住民は、自由州カリフォルニアの民主主義は自由な白人労働者によって担われるべきとの信念を共有していたと指摘される (78)。自由労働と奴隷労働という二分法は、年期契約・長期契約のもとで就労する中国人などを、政治的公共を担うべき「自由な白人」とは異なる存在とする見方につながった (78-80)。さらに、戦争によってメキシコから獲得され、先住民との紛争の最前線でもあったカリフォルニアにおいては、入植者による自由の希求は他者に対する暴力と結びついた社会秩序・規範をもたらした (80-81)。このようなサンフランシスコ社会の重層的な対立構造の中で、白人労働者は中国人を産業資本家に奉仕する不自由労働者と見なし、排華運動を正当化していった。もう一つの排華の要因として著者が注目するのは、ジェンダーおよびセクシュアリティをめぐる都市の政治である。1870年代までのサンフランシスコは圧倒的に男性人口が多い社会であり、そこには売春を介した人種混交の文化が存在していたという (92)。しかし、世帯を持つ白人男性の比率が急増していくにつれ、ヴィクトリア朝的な家族像に根ざしたジェンダー規範が支配的になり、中国人売春宿は健全な家族のあり方に悪しき影響を及ぼす存在と見なされるようになったのである。

第3章「連邦政府の中国人移民政策」は、中国人移民問題がカリフォルニアに限定されたローカルな事象から、連邦レベルでの問題へと変化する1860年代後半以降の連邦政治を考察し、1882年排華移民法の制定までの政治過程を検討している。本章では、当時の米中関係において在米中国人の処遇とアメリカの対中政策、とりわけ通商政策がいかに関連していたのかという問題および、南北戦争後の再建政治における中国人の位置づけという、二つの視角からの分析が試みられている。まず著者が注目するのは、当政権を担っていた共和党が自由労働を唱導しつつ、移民奨励と奴隷制拡大反対を基本方針としていたことである。1868年のバーリンゲイム条約には、米・清両国は「自由意志」に基づく移民のみを認めるとの規定が設けられた。さらに、同時期のヨーロッパからの移民奨励策の導入と相まって、自由労働イデオロギーがアメリカの移民政策の根幹に据えられたのである (112-116)。続いて、著者は再建諸法をめぐる議会での議論を分析し、憲法修正13条、1866年公民権法、修正14条いずれの制定過程においても、解放民に対する公民権付与と中国人移民の処遇が密接に結びつけられて論じられていたと指摘す

る(118-122)。しかしながら、再建政治の終焉と軌を一にして、中国人は自由労働に立脚する共和政体の担い手たりえないという考え方がアメリカ社会に浸透していった結果として、1882年に連邦法として排華移民法が制定された。他方で、清朝政府はこの時点では移民の保護を対米関係の優先課題とはせず、アメリカ側に移民規制権を認める代わりに商業面での関係維持を実現させたことで、同法の成立を容認したと述べられている(139-141)。

第4章「〈アメリカ人〉の境界と中国人移民」は、トマス・ナストによる再建期の政治風刺画を史料として用い、中国人移民の表象の分析を通じて「アメリカ人」の境界をめぐる政治を考察している。ここで強調されるのは、アメリカの総人口に占める中国系人口の割合は僅かであったにもかかわらず、「中国人問題」は同時期の国民統合をめぐる議論において象徴的にきわめて大きな役割を果たしたということである。風刺画という形で広範に流通した中国人のイメージは、実態とはかけ離れたものであったにせよ、中国人への市民的権利の付与をめぐる世論を刺激し、かれらの処遇を西部に限定されたローカルな問題から全国的なイシューへと変化させた。このような状況のもと、ナストは中国人移民の「アメリカ人」への統合を支持した(159-164)。しかし、再建期のカラーブラインドな国民統合の理想は、人種混交への不安や、当時欧米で流行しはじめていた人種理論の影響を受けて1870年代以降後退していった(178-184)。黒人同様、中国人を含めたアジア系は、再建政治の終焉とともに多くの州で異人種間結婚禁止法の対象とされ、「白人」と対置される人種的マイノリティとされたのである。

第5章「労働騎士団の結社の文化と『中国人問題』」は、1885年に発生したアメリカ史上最大の中国人移民虐殺事件(ロックスプリングス暴動)を煽動したとされる労働騎士団の労働文化に焦点を当て、当時の労働運動の基本方針が人種・民族・ジェンダー・職種の枠を超えた労働者階級の連帯から、ホワイトネスを核とする白人労働者の連帯へと変化すると指摘する。著者は、全労働者の団結の阻害要因となるネイティヴィズムは、「異質な移民労働者が恒常的に労働市場へと参入するアメリカでは等閑視できない根源的な課題」(192)と指摘したうえで、平等原則を採用・実践した労働騎士団が、なぜ中国人労働者だけを徹底的に排除したのかと問う。同団体の普遍的な組織原理を支えた要素として、まず秘密結社としての性格が目される。外界と遮断された組織内で「秘密」儀礼によって結ばれた組合員間の盟約関係には、外部社会の秩序境界を無化する効能があった。また、普遍原則に基づく「国民」の創造の試みという再建期の時代状況も、このような組織化の原理と結びついていた。さらに、労働騎士団の黒人包摂への熱意は、資本主義経済の不均等性を奴隷制の一種として批判した、同団体のラディカリズムと関連していたと指摘される。しかし、再建期政治の終焉と二代目の団長テレンス・パウダリーのもとでの労働騎士団の公開組織化を契機に、このような論理は中国人労働者を資本側に従順な「賃金奴隷」と見なす眼差しと相まって、同団体を排華運動の担い手とした(203)。1882年排華法の制定後、移民政策をめぐる連邦レヴェルでの法律制定・改定に労働組合が既成の政治チャンネルを通じて介入する一方、連邦政府側も恒常的に労働問題に介入するアメリカ独自のスタイルが確立し、これを体現したのが共和党マッキンリー政権下でのパウダリーの移民帰化局局長就任であったと述べられている(204, 213)。移民政策を介した労組と政府の緊密な結びつきが、どの程度アメリカに独特のものであるのかについては議論の余地がある

う。¹⁾ いずれにせよ、AFL を中心としたアメリカ労働運動の主流派は、20 世紀の後半に至るまで人種・民族・出身国・入国時期・法的資格などを基準に、国内で就労する労働者を組織化の対象たりうる者と組織化の対象から排除される者に分断し続けたことは周知の事実であるが、その発端の一つが労働騎士団による排華運動であったという議論は興味深い。

第 6 章「世紀転換期の中国人移民政策の変容」は、「新移民」の流入に伴う移民制限論の台頭と、米西戦争により獲得した海外植民地・併合地住民に対する市民権付与の問題が生じたことで「アメリカ人」の境界に対する関心が再度高まるという時代背景のもと、世紀転換期に排華の動きがふたたび進んでいく過程を検討している。さらに、米西戦争後のアメリカの帝國的拡大の中で、排華法の改定をめぐってアメリカ国内で生じた地理的・経済的対立の構図を示しつつ (234-236)、最終的に中国でのアメリカ商品ボイコットを契機に、米中関係を険悪化させかねない排華問題の鎮静化が門戸開放推進派によって図られる過程が示される。本章で特筆すべきことは、中国人アクターの動向がきわめて明示的に描かれている点である。排華法制定後のサンフランシスコでは、清朝政府領事館と、地縁・血縁を基盤とした相互扶助組織である会館の協力のもと、中国系コミュニティ内部の大同団結に向けた努力が続けられていた (219-221, 228)。さらに、在外中国人からの送金が国家財政に不可欠となったため、1893 年以降清は在外公館を通じた積極的な保護策を導入した (232-233)。しかし、孫文がハワイで 1894 年に興中会を結成したことにも示されるように、在米中国人にとって清はすでに「想像の共同体」の存立基盤たりえなくなっていたという (234)。送出国の政府による在外公館を通じた移民の管理・掌握は、移民研究・移民史研究の主要テーマの一つであり、本章での清朝政府と在米中国人コミュニティの関係についての分析はアメリカ史研究の枠を超える意義を持つものである。

最後に、本書全体の内容と関連して評者が考えたことを述べておきたい。まず、本書を通読して感じたことであるが、中国側の諸主体についての記述が意外と少ない。清朝政府の在外中国人政策については、第 1 章、第 3 章、第 5・6 章で論じられているが、在外公館を通じた政府と在米中国人との具体的な関係については第 6 章で触れられているのみである。また、アメリカ社会における排華 (あるいは再建期における包摂の試み) の動きに対し、在米中国人がいかに反応したのかについても、それほど詳しく分析されているわけではない。むしろ、著者の主要な関心は「アメリカ人」の境界設定やアメリカの国家・社会の秩序形成の歴史を、「中国人問題」という視座から描くことにあり、ここで指摘したことが本書の価値を減ずるわけではない。しかし、今後の在米中国人・中国系アメリカ人

¹⁾ たとえばオーストラリアにおいても、労働組合は白豪主義のもとでイギリス以外からの移民に対しては抑制的な方針を示しつつ、移民政策に大きな影響力を行使していた。労働党およびその支持基盤であった労組はネイティヴィズムに政治的正統性を付与する一方、これを管理・統制することができたため、同国ではアメリカと比較して暴力的・突発的な排外主義活動が抑えられたとの指摘もある。Gary P. Freeman and James Jupp, "Comparing Immigration Policy in Australia and the United States," in *Nations of Immigrants: Australia, the United States, and International Migration*, ed. Gary P. Freeman and James Jupp (Oxford: Oxford University Press, 1992), 1-20.

史研究には、本書で示された米中間の移民にかかわる広範な歴史的な文脈を十分に踏まえたうえでの具体的な事例研究が求められよう。もちろん、これは他の集団を扱ったアメリカ移民史研究についてもいえることである。

さらに、アメリカ史の枠組みを離れて、本書を移民史・移民政策史研究一般の研究動向に位置づけて評価するならば、国家による国際移民の管理・掌握の制度および機構の発達に国民国家の形成において決定的に重要な役割を果たしたと指摘するジョン・トーピーらの研究との強い関連が指摘できる。²⁾ 近代以降の人の移動の歴史を描くにあたっては、国家による「国民」の掌握、「国民」と「外国人」の区分、「合法的な移動手段」の独占が進行していった過程を考慮することは不可欠であろう。国民国家を相対化すべく、国際移民の「トランスナショナル」な側面に注目する研究であっても、移民の越境を掌握・管理・制約する諸制度を無視することはできまい。³⁾ もちろん、著者も指摘するように、国境線で囲まれた領土により世界が覆われつつあった近代においても、各国家は人の移動を完全に管理・統制することはできず、出入国管理の制度も「国民」そのものの境界も段階的に時間をかけて構築されていったこと、その過程や速度は各国で異なっていたことには注意しなければならない。さらに、本書で論じられている清朝政府の移民政策の変遷に示されるように、各国が近代的な移民・国境管理のシステムをどのように受容し、政策化していったのか、またそのようなシステムが世界を覆っていく中で、各移民集団はどのような対応を迫られたのかという問題についても、さらなる実証的な研究が求められる。⁴⁾

以上、評者の研究上の関心および力量から、移民史・移民政策史研究としての側面に偏ったコメントとなっているが、本書はアンテベラム期から世紀転換期までのアメリカ史を、国際労働力移動の変遷というグローバルな視点と、国内での「アメリカ人」の境界の形成というナショナルな視点の双方から描いた希有な研究であり、驚くほど広範な問題領域を扱っていることを最後に強調しておく。内容および方法の両面からも、近現代史研究全般に裨益するところはきわめて大きいものであり、アメリカ史研究者はもちろん、他地

²⁾ ジョン・トーピー（藤川隆男訳）『パスポートの発明——監視・シティズンシップ・国家』（法政大学出版会、2008年）。

³⁾ トランスナショナル移民研究は、人類学者のニーナ・グリック・シラーらによって提唱された議論に基づく。Linda Basch, Nina Glick Schiller, and Cristina Szanton Blanc, *Nations Unbound: Transnational Projects, Postcolonial Predicaments, and Deterritorialized Nation-States* (New York: Routledge, 1994). 日本語の移民史研究でこのパラダイムを採用した一例としては、園田節子『南北アメリカ華民と近代中国——19世紀トランスナショナル・マイグレーション』（東京大学出版会、2009年）。園田は、国民国家アプローチを相対化するものとしてトランスナショナル移民研究の枠組みを援用し、中国から南北アメリカへの移民が作り出した越境的な社会空間を分析している。しかし、同時に本研究は中国の官民双方による近代移民システムへの適応の歴史としても読むことができるように思われる。

⁴⁾ 近代大西洋世界における移民管理の比較史・関係史の一例としては、以下の論文集を参照。Andreas Fahrmeir, Olivier Faron, and Patrick Weil, ed., *Migration Control in the North Atlantic World: The Evolution of State Practices in Europe and the United States from the French Revolution to the Inter-War Period* (Oxford and New York: Berghahn Books, 2003). また、以下の文献は出移民政策という他にあまり例を見ない視点から、欧米以外の国・地域も対象に近代以降の移民政策を比較している。Nancy L. Green and François Weil, ed., *Citizenship and Those Who Leave: The Politics of Emigration and Expatriation* (Urbana and Chicago: University of Illinois Press, 2007).

域を対象とする研究者にも広く読まれることを願いたい。